

# 信州ふるさとの森林づくり条例

## 県民意見募集時（昨年8月）条例要綱（素案）と2月県議会への提出条例案との主な変更点の比較

項目等	県民意見募集時（昨年8月）の条例要綱（素案）	2月県議会への提出条例案
条例の名称	長野県ふるさとの森林づくり条例	信州ふるさとの森林づくり条例
前文	<p>・・・長野県では、これまで森林を守り、育てるための様々な取組みを行ってきた。森林の持つ公益性、環境の基盤としての性格への期待が大きく高まっている中で、この森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、今後、森林と人との新たな関係を創り出し、さらに多くの県民の参加を得て森林を守り、育てることが必要となっている。</p> <p>先人達が培ってきたこの森林を、さらに未来に向けて育て循環的に利用することで、百年先の長野県を彩る自然は、いま以上に美しく、そして、どんなに社会が変わっても、豊かな森がそこにあり、子や孫たちが誇りを持って暮らしていける。</p> <p>そうした未来の長野県の姿を目指し、県民の主体的な参加の下で豊かな森林づくりを進めるため、この条例を制定する。</p>	<p>・・・県土の8割を占める森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、木材をはじめとした林産物を産み出し、さらには地球温暖化の防止の上での重要な役割を果たしているなど、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を越えて利用される貴重な社会全体の共通の財産である。</p> <p>先人達が培ってきたこの森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、地域に暮らす人々の自律的な思いと意欲的な活動の下で、森林と人との新たな関わりを創り出し、多くの県民の参加を得て森林を守り、育てていくことが必要となっている。</p> <p>広大な県土が今以上の美しさに彩られ、豊かな森林によって子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の信州、そうした未来のふるさと信州の姿を目指し、県民の主体的な参加の下で森林づくりを進めるため、この条例を制定する。</p>
基本理念	<p>第3 基本理念</p> <p>森林が持続可能な社会を支える基盤であることにかんがみ、森林づくりは、県民の主体的な参加の下で行われなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 森林づくりは、森林が持続可能な社会を支える基盤であり、災害から県民の生命と生活を守り、安定して水を供給する源となっていること、多くの県民の心にもうおいと安らぎを与えていること、再生産可能な資源である木材の供給の場や二酸化炭素の吸収源となっていることなど、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、これらの機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で行われなければならない。</p>

<p><b>基本方針</b></p>	<p>第4 基本方針</p> <p>森林づくりは、次に掲げる基本方針に基づき行われなければならない。</p> <p>(1) 県民の生命と生活を守るため、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるよう適切に整備し、及び保全すること。</p> <p>(2) 森林の再生と環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に資するため、再生産可能で身近な資源である県産材を有効に利用すること。</p> <p>(3) 県民の心豊かな暮らしを創造するため、山村地域における交流の促進等により森林資源や森林空間を総合的、多面的に利活用すること。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 前条に定める基本理念に基づいて行われる森林づくりの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 森林の多面的な機能が十分発揮できるよう適切に整備し、及び保全すること。</p> <p>(2) 身近な資源である県産材を有効に利用すること。</p> <p>(3) 森林資源及び森林空間を総合的かつ多面的に利用し、及び活用すること。</p>
<p><b>森林づくり指針</b></p>	<p>第9 政策ビジョン</p> <p>1 知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた施策を推進するための基本となるビジョン（以下「政策ビジョン」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 . . .</p>	<p>(森林づくり指針)</p> <p>第9条 知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針（以下この条において「森林づくり指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 . . .</p>
<p><b>森林整備保全重点地域 (地域指定)</b></p>	<p>第19 森林整備保全重点地域の指定</p> <p>1 知事は、森林の有する県土の保全及び水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、特に重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出により、森林整備保全重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る重点地域の指定の要請があった場合は、あらかじめ、関係市町村長の同意を得て重点地域の指定をすることができる。</p> <p>3 . . .</p>	<p>(森林整備保全重点地域の指定)</p> <p>第19条 知事は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出により、森林整備保全重点地域として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域の指定の要請があった場合その他特に必要があると認める場合は、森林整備保全重点地域の指定をすることができる。この場合においては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 . . .</p>
<p><b>森林整備保全重点地域 (地域森林委員会)</b></p>	<p>第20 地域森林委員会</p> <p>1 知事は、重点地域の森林所有者及び住民等の意見を森林づくりの施策に反映させ、森林の整備及び保全に関する事業を効率的に推進するため、その地域の森林所有者、住民、その他関係者のうちから地域森林委員を委嘱するものとする。</p> <p>2 地域森林委員は、重点地域ごとに地域森林委員会を組織するものとする。</p> <p>3 地域森林委員会の運営については、別に定める。</p>	<p>(地域森林委員会)</p> <p>第20条 森林整備保全重点地域において、地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者は、森林の整備及び保全を主体的に推進するため、これらの者で構成する委員会（以下「地域森林委員会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 県は、地域森林委員会の組織化を推進するため、関係市町村と連携して、地域森林委員会を組織しようとする地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者に対して、助言、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。</p>

<p><b>森林整備保全重点地域 (開発行為の届出)</b></p>	<p>第24 開発行為の届出</p> <p>1 重点地域内において、森林法第5条第1項に規定される地域森林計画の対象となっている民有林(森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び森林法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)で行う土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、土地の面積0.1ヘクタール以上の規模のもの(以下「開発行為」という。)を行おうとする者は、当該行為に着手する日の60日前までに、知事に行為の種類、場所、施工方法及び着手予定年月日その他規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合</p> <p>(2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共の団体が行う場合</p> <p>(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合</p> <p>(4) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で規則に定めるものの施行として行う場合</p> <p>(5) 専ら道路の新設又は改築を目的とする場合</p> <p>(6) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合</p> <p>3 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る開発行為予定地を管轄する市町村長及び地域森林委員会に、森林の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>(開発行為の届出)</p> <p>第24条 森林整備保全重点地域内において、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為に係る土地の面積が0.1ヘクタール以上であるものをいう。以下この条において同じ。)をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに、知事に開発行為の種類、場所、施工方法及び着手予定年月日その他規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の開発行為については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合</p> <p>(3) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合</p> <p>3 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る開発行為の予定地を管轄する市町村長及び関係する地域森林委員会に対し、森林の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p>
--	---	---